

令和3年度国民健康保険の案内

令和3年度の国民健康保険税納税通知書を送付します

7月中旬送付予定ですので、期限内の納付にご協力ください。**税率は令和2年度と変更ありません。**
また、今年度よりコンビニエンスストアやクレジットカードでの納付が可能となりました。

- ◆普通徴収(納付書、口座振替)世帯：1年間の保険税を7月から翌年3月までの9期に分けて納めます。
- ◆特別徴収(年金から天引き)世帯：10月から新たに対象となる世帯は、7月から9月まで3期分を納付書で納め、10月以降は年金から天引きされます。
- ◆税制改正による個人所得課税の見直しに伴い、軽減判定基準を見直しました。

軽減割合	要件(令和2年度・変更前)	要件(令和3年度・変更後)
7割軽減	33万円以下	43万円+10万円×(給与所得者数-1)以下
5割軽減	33万円+(28.5万円×被保険者数)以下	43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者数-1)以下
2割軽減	33万円+(52万円×被保険者数)以下	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者数-1)以下

※世帯全員の合計所得金額が上記要件に該当する場合、軽減が適用されます。

※新型コロナウイルス感染症の影響で生活が著しく困窮し、保険税の支払いが困難な方は、減免や傷病手当金の対象となることがありますので下記まで相談してください。

被保険者証兼高齢受給者証を送付します

保険証は毎年更新します。現在使用中の国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)の有効期限は「令和3年7月31日」までとなりますので、**8月1日からの新しい保険証を特定記録郵便で、世帯主宛てに送付します。**新しい保険証の有効期限は令和4年7月31日です。

※70歳になる方は誕生月の末日が有効期限です。翌月から「被保険者証兼高齢受給者証」となりますので、誕生月の下旬ごろに改めて送付します。

※75歳になる方は誕生日の前日までが有効期限です。

※古い保険証は町民課に返却するか、細かく切って廃棄してください。

以下のような場合は町民課まで知らせてください

- ・内容に誤りがある場合
- ・国保の資格がない方の保険証が届いた場合
- ・8月になっても保険証が届かない場合

限度額適用認定証は毎年更新が必要です

現在発行されている限度額認定証の有効期限は「令和3年7月31日」までとなります。8月以降の使用については新たに申請が必要となります。8月以降に発行する限度額認定証の有効期限は申請した月の初日から令和4年7月末日までです。

医療費通知の発行回数を変更します

変更前：年6回(4月、6月、8月、10月、12月、2月)

変更後：年4回(6月、9月、12月、3月)

※確定申告の際に使用できますので、医療機関の領収書とともに保管しておくことをお勧めします。

問い合わせ先：町民課 国保・年金グループ ☎82-2325